

前回会議での指摘事項について

平成23年5月30日

支給開始年齢の引上げの見直し例について

(清家委員からお求めのあった資料)

- 現行の厚生年金(2階部分)の支給開始年齢は、段階的に65歳まで引き上げることとなっており、男子で1953年生まれの者から、女子で1958年生まれの者から61歳となる。
- 来年(2012年)60歳となる1952年生まれの者は、(自然に考えると)引上げ前倒しは出来ないので、1953年生まれの者から引き上げていくこととするが、従来の3年に1歳ずつ引き上げるスケジュールを前倒しし、2年に1歳ずつ引き上げる例を提示(①)。
- 更には、支給開始年齢が完全に65歳に引き上がった以降も、厚生年金・基礎年金とも引き上げる例を提示(②、③)。
- 年金受給を間近に控えた者について予定を変更する内容であり、また、実際には、65歳まではもとより、65歳以降を含めた高齢者雇用や自営業者の生活の安定の確保がなされなければならない、実施のためにはその合意形成も必要だが、ここでは単純に見直しの例を示しているものである。

①厚生年金について引上げスケジュールを前倒し

	2014 61歳 (1953年生)	2017 62歳 (1955年生)	2020 63歳 (1957年生)	2023 64歳 (1959年生)	2026 65歳 (1961年生)
【見直し例】	2014 61歳 (1953年生)	2016 62歳 (1954年生)	2018 63歳 (1955年生)	2020 64歳 (1956年生)	2022 65歳 (1957年生)
	現在58才	現在57才 [61歳支給予定]	現在56才 [62歳支給予定]	現在55才 [62歳支給予定]	現在54才 [63歳支給予定]

(参考) 例えば、61歳から62歳に引き上がる2016年において1歳引き上がることによって厚生年金の給付費は約0.8兆円縮小する。
なお、厚生年金の引上げスケジュールを前倒しても、公費には影響無し。

(注) 厚生年金女子は、現在は5年遅れの2018年からの引上げスケジュールであるが、男子と同様、2013年から前倒す。
なお、共済年金については、現行制度において、男女とも、厚生年金男子と同様、2013年からの引き上げスケジュールとなっている。

②厚生年金について、現在の65歳への引上げスケジュールの後、さらに同じペースで68歳まで引上げ。 併せて基礎年金についても68歳まで引上げ。

	2023 64歳 (1959年生)	2026 65歳 (1961年生)		2029 66歳 (1963年生)	2032 67歳 (1965年生)	2035 68歳 (1967年生)
		【見直し例】	※厚生年金・基礎年金とも			

(注) 厚生年金女子についても、スケジュールを前倒して、2025年までに65歳に引き上げた上、68歳にまで引き上げることとする。

③ ①で前倒しを行った上で、さらに同じペースで68歳まで引上げ

	2020 64歳 (1956年生)	2022 65歳 (1957年生)		2024 66歳 (1958年生)	2026 67歳 (1959年生)	2028 68歳 (1960年生)
①による案		【見直し例】	※厚生年金・基礎年金とも			

(参考) 仮に基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に0.5兆円程度公費縮小。